

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 令和6年度第4回会議
開催日時	令和7年1月28日（火）午後2時00分から午後3時00分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	（審議会委員） 米田会長、山田委員※、市川委員、玉記委員、吉田委員※ （事務局） 柴原企画部長、宮澤企画部主幹（企画政策課）、利根川企画政策課主任、 山本企画政策課主任 成田みどり公園課長、玉野みどり公園課みどり公園係長、 山口みどり公園課主事 ※リモートでの参加
議題	1 委嘱状の公布 2 会長及び職務代理者選出 3 会議の運営について 4 西東京いこいの森公園駐車場使用料の適正化について（諮問） 5 西東京いこいの森公園駐車場使用料の適正化について（審議） 6 西東京市使用料・手数料等の適正化について（審議） 7 その他
会議資料の名称	資料1 西東京いこいの森公園駐車場使用料について 資料2 西東京いこいの森公園駐車場 使用料原価計算書（令和5年度決算） 資料3 近隣の有料駐車場との比較（西東京いこいの森公園駐車場） 資料4 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
<u>議題1は記録なし</u> <u>議題2 会長及び職務代理者選出</u> 西東京市使用料等審議会条例第5条第2項の規定により、委員の互選で米田委員を会長に選出し、同条第4項の規定により米田委員が職務代理者に山田委員を指名した。 <u>議題3 会議の運営について</u> 事務局より、会議の運営について説明し、西東京市市民参加条例に基づき、以下の事項について確認及び決定した。 ・会議については原則公開とする。 ・会議録を作成し、市ホームページ及び情報公開コーナー等で公開する。 ・会議録の作成は、「発言者の発言内容ごとの要点記録」とする。 ・会議録の作成のため、会議内容を録音する。 ・会議の傍聴手続は、「西東京市使用料等審議会傍聴要領」のとおりとする。 <u>議題4 西東京いこいの森公園駐車場使用料の適正化について（諮問）</u> 企画部長から米田会長へ諮問	

議題 5 西東京いこいの森公園駐車場使用料の適正化について（審議）

事務局より資料 1 から資料 3 までについて説明

○会長：

ただ今の事務局の説明について、意見、質問等はあるか。

○委員：

近隣自治体と比較し、低廉な料金設定である。また、基本方針で定める適正範囲を超えた乖離が生じており、是正が求められる水準だと考える。

○委員：

駐車場については、民間事業者でも広く提供されており、特定の目的を持った市民が利用するサービスであることから、基本方針において100%の受益者負担を求めることとされている。当該駐車場の令和5年度の使用料収入が約387万円に対し、経費が約498万円かかっていることから適正な受益者負担割合となるよう使用料金を是正する必要がある。

○委員：

原価計算書のうち、賃金や光熱水費等の物件費は公園全体に係る経費か。

○事務局：

原価計算書における賃金等は、指定管理料のうち当該駐車場の管理・運営に要する人件費を按分して算出している。同様に光熱水費等についても公園全体のうち、駐車場分を按分して算出している。

○委員：

行政財産を有効に活用する観点から、使用料金の値上げにより利用状況が極端に低下してしまうことは望ましくないが、近隣の駐車場の料金価格を考慮すると、著しく利用状況が低下するとは見込めないため、適正な受益者負担割合となるよう値上げを検討するべきだと考える。

○委員：

近年の稼働状況から、満車で利用できない状況は少ないと推察する。適正な受益者負担割合となるよう値上げを検討するべきだと考える。

○会長：

値上げ幅については事務局で検討しているか。

○事務局：

原価計算から算出する適正単価が177.3円/時であるので、180円/時が適正な料金設定であると考ええる。

○会長：

それでは、西東京いこいの森公園駐車場使用料については、原価計算結果や近隣施設との均衡の観点から、「1台当たりの2時間までの基本料金」を「360円」に、「2時間を超える場合の料金」を、「1時間までごとに基本料金に180円を加算した額」に、それぞれ改めることが妥当と考えるがいかがか。

（異議なし）

○会長：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただきます。
そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題6 西東京市使用料・手数料等の適正化について（審議）

事務局より資料4について説明

○会長：

ただ今の事務局の説明について、意見、質問等はあるか。

○委員：

適正範囲を新たに超えた場合に見直しの周期によらず検討を行う規定を設けることで、原価計算結果と条例で定める料金が乖離する期間が長くなるという課題は解消できると考える。

行政運営の効率化の観点からも、見直しの周期を3年ごとから4年ごとに変更するメリットがあると考えます。

○委員：

定期見直しの際は、施設ごとの受益者負担区分や原価計算の算出方法が適正であるかなど、原価計算結果や他自治体や市内類似施設との均衡、社会情勢等などの視点以外でもモニタリングしていくことが重要である。

○委員：

今回の見直しにより基本方針の完成度がより増したと思う。

○委員：

現行の基本方針で曖昧であった運用方法が明瞭になってより良い基本方針になると思う。

○会長：

そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題7 その他

○会長：

その他の議題はあるか。

○事務局：

次回の審議会については、4月頃を予定している。

○会長：

了解した。他になければ、これで令和6年度第4回審議会を終了する。

(以上)